

子ども食堂の開設について

○近年、子ども食堂の設置個所が増加しており、全国で300ヶ所以上あるとの報道がされております。(平成28年7月時点。朝日新聞調べ)

○子ども食堂とは、団体や個人が実施主体となり、主に家庭で十分な食事がとれなくなった子供を対象として、無料または低額で食事を提供する活動。

○民間主導で始まった取り組みであり、平成24年頃から全国的に広まってきており、経済的に豊かでない家庭の子供への食事の提供や、子供の孤食を防ぐものとして、「居場所づくり」の趣旨も含むようになってきております。

子ども食堂の開設にあたっては、実施状況により食品衛生法に基づく食品営業許可が必要な場合がありますので、以下の点についてご注意ください。

○これから、子ども食堂を開設する方へ

- ・前もって保健所にご相談ください。

○すでに、子ども食堂を開設している方へ

- ・開設にあたり、保健所にご相談されていない場合は、一度、保健所にご相談ください。
- ・保健所から食品等の取扱について衛生指導をお受けください。



開設場所を管轄する保健所にご相談ください。

(<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/koso/iji/koso/healthcenter/index.html>)



保健所では個別に衛生講習会等の実施についても相談を受け付けております。

【問合せ先】
茨城県生活衛生課
食の安全対策室
TEL：029-301-3424